

議案第14号

鹿屋市児童センター条例の廃止について

鹿屋市児童センター条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市児童センター条例を廃止する条例

鹿屋市児童センター条例（平成18年鹿屋市条例第95号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、廃止前の鹿屋市児童センター条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

（提案理由）

鹿屋市児童センターを民間譲渡するため、当該条例を廃止したいので、本案を提出するものである。